

公立大学法人奈良県立医科大学知的財産ポリシー

平成23年10月6日 役員会承認

1. 目的

公立大学法人奈良県立医科大学（以下「本学」という。）は、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを理念としている。

今日の大学は、さらに積極的に社会に貢献することを求められており、研究成果の社会還元への期待に応えなくてはならない。本学においても、本学が創造創作（以下「創造」という。）した研究成果を知的財産として適切に保護・管理し、本学の産学官連携活動を通じてそれを社会に還元し、かつ役立てるための責任を有する。

本ポリシーは、本学における知的財産を取り扱う際のルールを定めることにより、本学としての知的財産に対する対応を明らかにする。

2. 対象者

本ポリシーの対象者は、本学の教職員等であり、教職員等とは次のいずれかに該当する者とする。

- 役員または本学と雇用関係にあつて本学の就業規則に従うことを契約した者
- 学生、専修生、研究生及び博士研究員等で本学と雇用関係にないが、知的財産の取扱いについて、本学との間で契約等を個別に取り交わした者

3. 対象とする知的財産

本ポリシーの対象となる知的財産は、次に掲げるものとする。

- 1.特許権の対象となる発明
- 2.実用新案権の対象となる考案
- 3.意匠権の対象となる意匠
- 4.著作権の対象となる著作物
- 5.研究成果有体物
- 6.不正競争防止法の対象となるノウハウ等の営業秘密
- 7.その他人間の創造的活動により生み出されるもの

4. 基本的考え方

本学の教職員等にとって、研究成果を発表し、速やかに社会に還元し、活用されるようにすることは、大切な使命である。

しかし、その研究成果に内包される知的財産を知的財産権として適切に保護・管理す

ることを怠れば、研究成果の社会還元という責務を果たすことに支障を来す場合が想定される。これは本学として責任ある態度とはいえない。

よって本学の教職員等が創造した知的創造物を、適切な範囲で保護・管理することは、産学官連携を通じた研究成果の社会還元を齟齬なく進めるために不可欠なものと考えらる。

そのため本学は、知的財産を適切に保護・管理し、有効に活用するための体制を順次構築すると共に、本学とその教職員等は、本ポリシーに従った報告と責務を負うものとする。

5. 帰属・承継

本学の教職員等が職務上なした知的財産及び本学が法人としてなした知的財産は、原則として本学に帰属する。ただし、本学が承継することが適当でないと認める場合は、別に定める規程等に基づき承継しないことができる。

6. 管理体制等

本学は承継した知的財産を適切に保護・管理し、活用するための体制を構築し、その体制による組織的かつ一元的な権利の保護と活用に努めるものとする。また、体制の管理・運用に必要とされる諸規程等の整備と社会情勢の変化に即応した体制の見直しを行うものとする。

7. 利益の還元

知的財産の活用により得られた利益について、その相当部分を教職員等へ還元することで、研究活動に対するインセンティブを高めるとともに、本学にも適切な還元を行うことによって、新たな知の創造サイクルの創出を目指す。

8. 企業との共有知的財産

本学は企業との共同研究成果として生み出された知的財産の保護が企業の事業化において極めて重要であることを認識し、企業による自主的な知的財産権獲得に協力していく。

9. 啓発

本学は、教職員等が本学帰属の知的財産を尊重するとともに、他者の知的財産を尊重する風土を作るため、知的財産の知識に関する啓発活動を推進する。

10. 守秘義務

本学及び本学の教職員等は、知的財産に関する守秘義務を誠実に遵守する責任を負う。